

英国のEU離脱に関する 英国・EU進出日系企業への影響について

2020年11月10日 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部 欧州ロシアCIS課

調査概要



調査目的

■ 欧州に進出している日系企業の英国のEU離脱の影響に関するアンケート調査を実施。調査結果は、日系企業の海外事業戦略立案や関連機関の施策立案に資するものとする。また、欧州に展開する日系企業支援のための事業メニューを検討する際の基礎情報として活用する。

調查対象

西欧 15ヵ国、中・東欧8ヵ国において、直接出資および間接出資を含めて日本側による出資比率が10%以上の日系企業を調査対象とした。 欧州あるいは欧州域外に進出している日系企業により設立された企業(孫会社)も含む。なお、駐在員事務所、連絡事務所、現地で日本人が 起業した法人は対象外。詳細は本資料末尾の参考資料を参照。

調査時期

■ 2020年9月3日~9月24日

回収状況

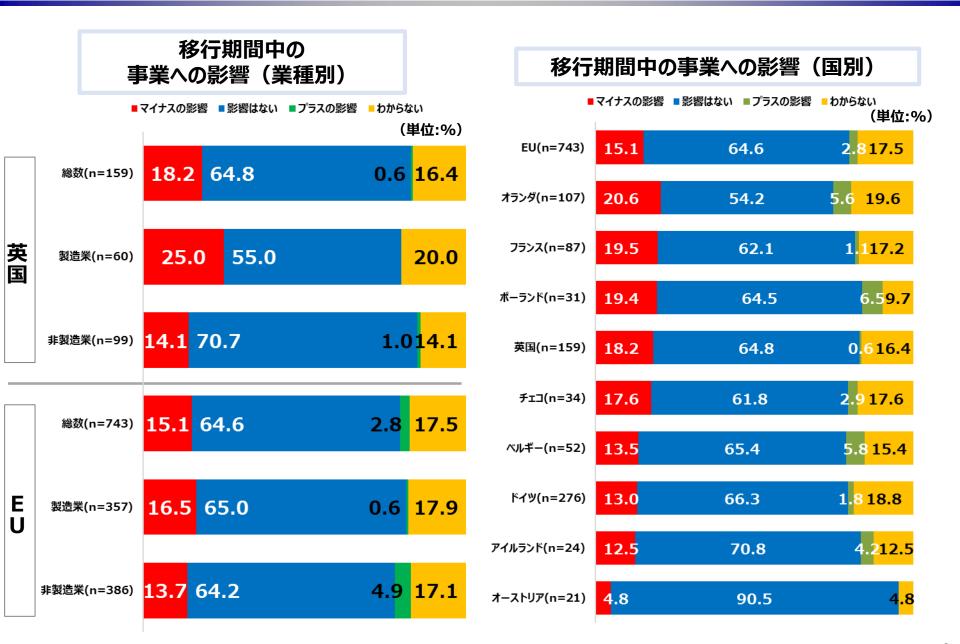
■ 1,419社にアンケートを送付、949社から回答(有効回答率66.9%)

本調査の注意点

- 本資料は、欧州進出日系企業実態調査(2020年度)のうち、英国のEU離脱の影響に関するパートの一部を速報としてとりまとめたものである。
- ジェトロの欧州事務所が信頼できると思われる情報ソースを用い、本調査の対象となる欧州進出日系企業を捕捉したが、進出企業情報の完全な正確性・網羅性を保証するものではない。
- アンケートに回答した企業が、各設問に全て回答したわけではない。本資料における図表等の構成比は、四捨五入して表記したため、必ずしも合計が100%にならない場合がある。また、複数回答可能な設問は必ずしも合計が100%にならない。
- n数は、各設問の有効回答数を示す。
- 各選択肢の回答企業数の分母が20社に満たない業種や国、選択肢は対象から外した。

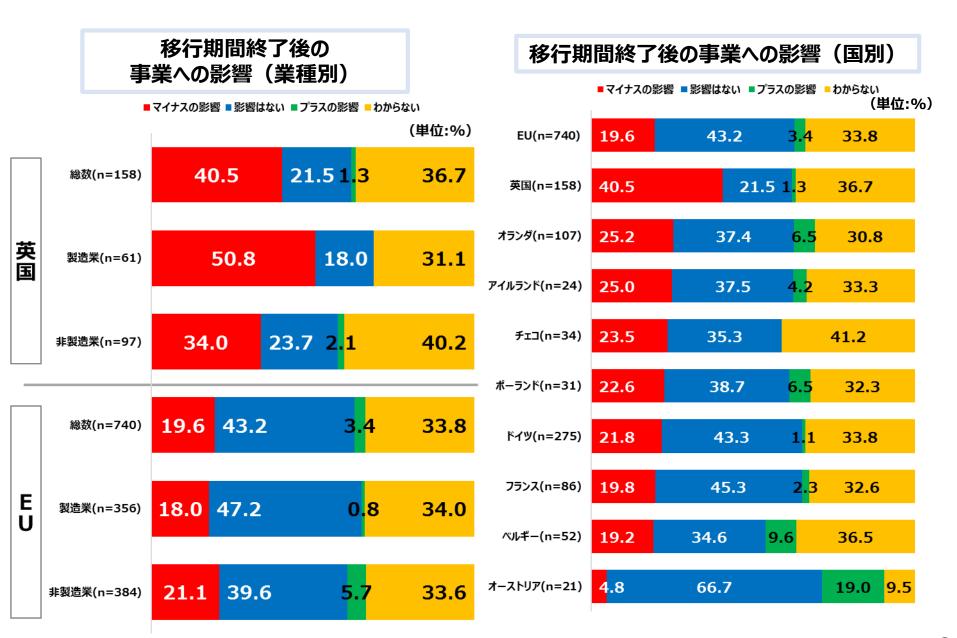
英国のEU離脱に伴う移行期間中の事業への影響





英国のEU離脱に伴う移行期間終了後の事業への影響

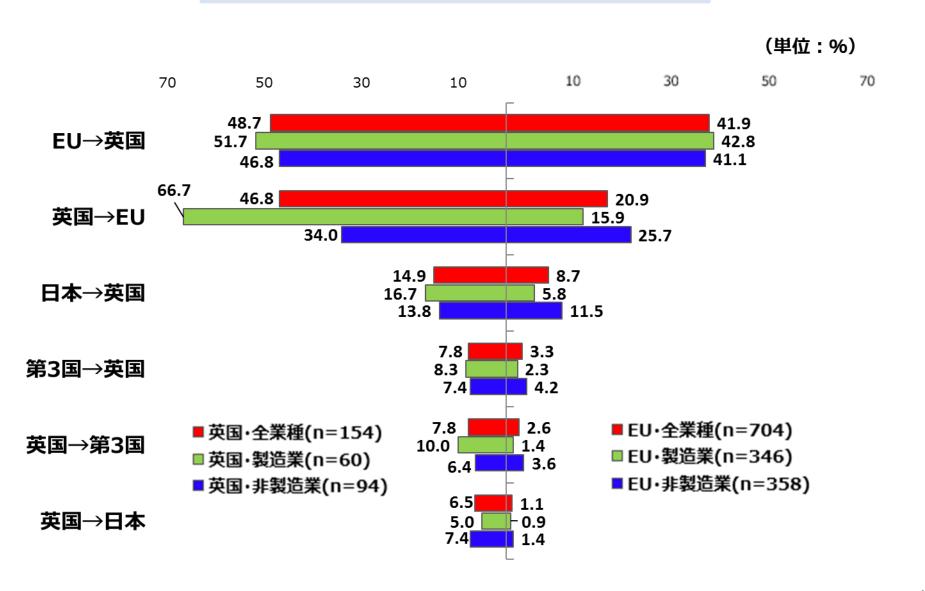




移行期間終了後の貿易上の懸念



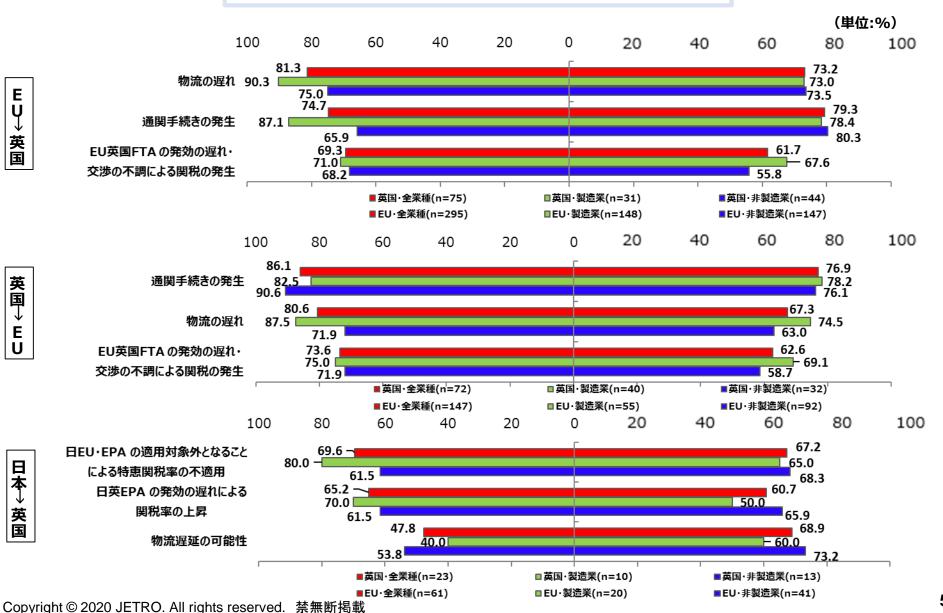
移行期間終了後の貿易上の懸念(左:英国、右:EU)



移行期間終了後の貿易上の懸念の理由

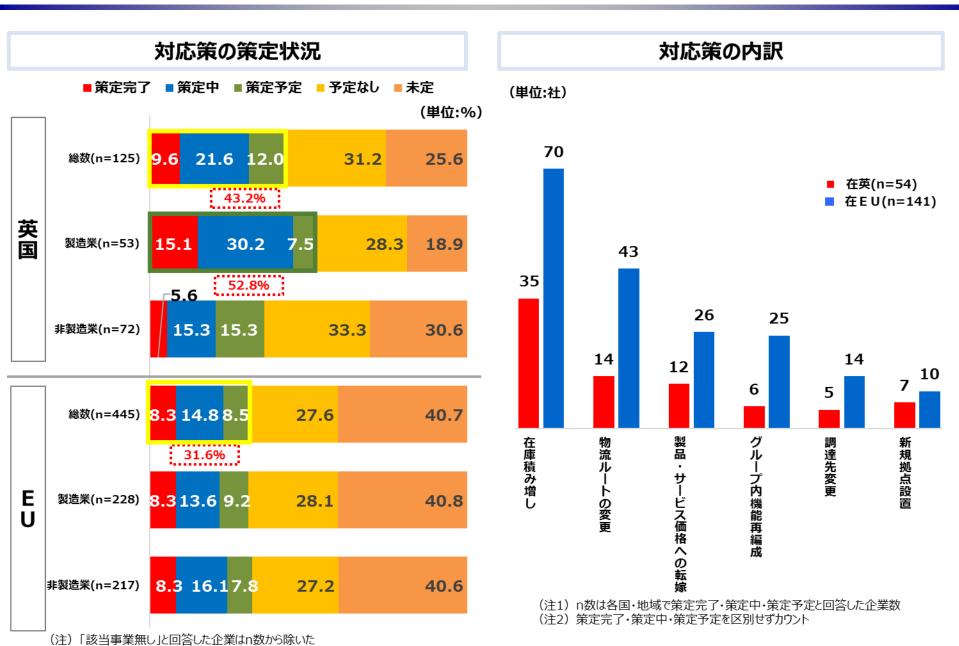


移行期間終了後の貿易上の懸念(左:英国、右:EU)



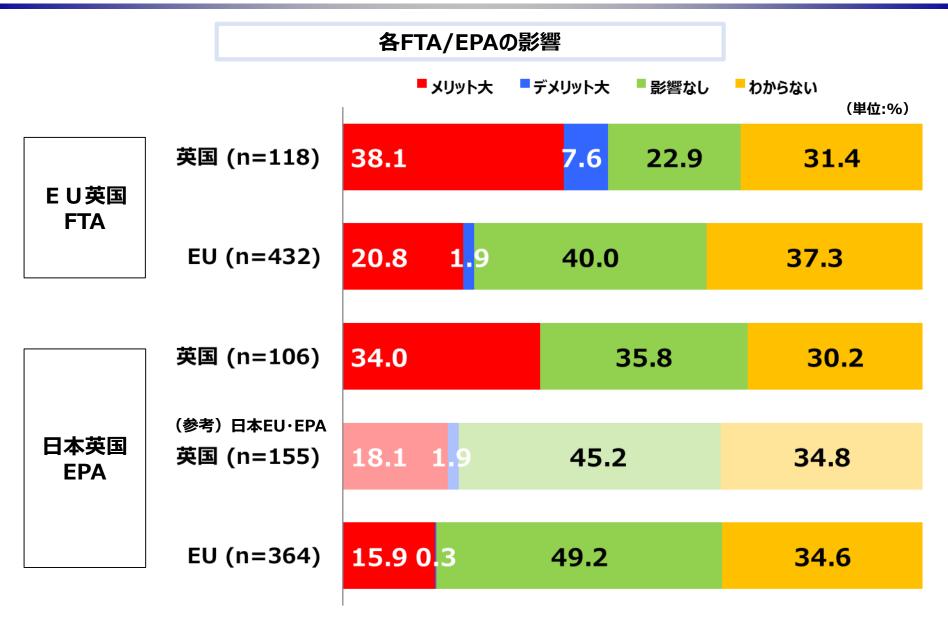
英国EU・FTAなき移行期間終了に備えた対応策





EU英国FTA、日英EPAが与える影響



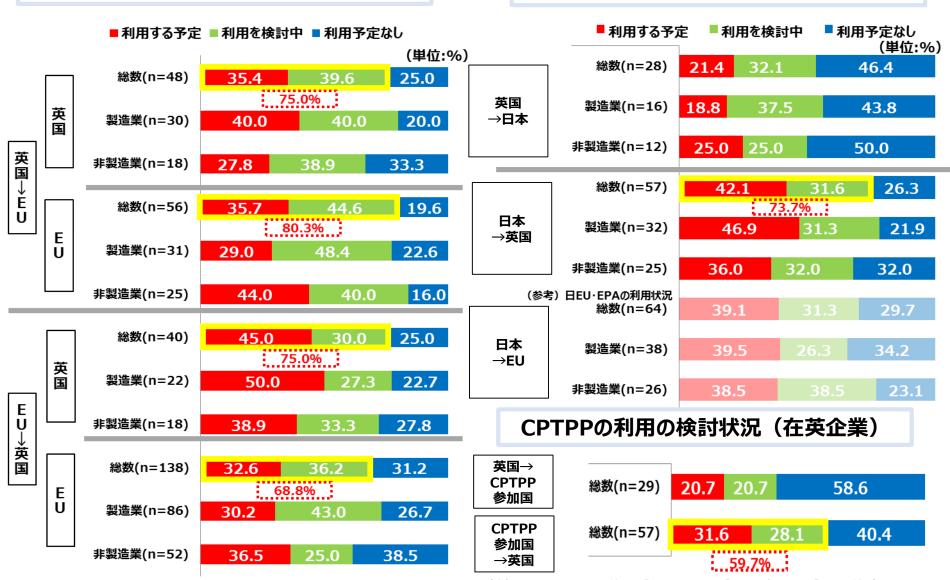


EU英国FTA、日英EPAの利用の検討状況





日英EPAの利用の検討状況(在英企業)



⁽注)日EU・EPAの利用状況は「利用している」、「利用を準備中」、「利用を検討中」、 「利用していない」の選択肢。比較のため、「利用を準備中」と「利用を検討中」の数値を 合計したものを「利用を検討中」とした。

参考:対象国·業種(内訳)



製造業

■食品・農水産加工品、繊維(紡績・織物・化学繊維)、 衣服・繊維製品(履物、手袋、皮革製品、縫製品を含む)、木材・木製品、 日用品・文具・雑貨、家具・インテリア製品・装備品、紙・パルプ、印刷・出版、 化学品・石油製品、医薬品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石、 鉄鋼(鋳鍛造品を含む)、非鉄金属、金属製品(メッキ加工を含む)、 一般機械(はん用・生産用・工作機械/建機・農機/金型・工具含む)、 医療機器、精密機器(分析機器、光学機器など)、電気・電子機器、 電気・電子機器部品、情報通信機器・事務機器、 輸送用機器(自動車・二輪車)、輸送用機器部品(自動車・二輪車)、 輸送用機器(鉄道車両・船舶・航空・運搬車両)、 輸送用機器部品(鉄道車両・船舶・航空・運搬車両)、その他製造業

非製造業

■農林水産業、鉱業、建設・プラント・エンジニアリング、電気・ガス・熱供給・水道、運輸・倉庫、通信・IT・ソフトウェア・情報システム・デジタルサービス、卸売、小売、商社、販売会社、広告・マーケティング・調査、BPO、銀行、ノンバンク(保険、証券、クレジットカード、リース等)、不動産、コンサルティング、持株・統括会社、人材紹介/人材派遣、法務・会計・税務等専門サービス、ホテル・旅行、飲食、レンタル、娯楽・生活関連サービス(イベント、スポーツ施設、理美容を含む)、教育・研究機関、医療・福祉・ヘルスケア、メディア・マスコミ・コンテンツ、修理/保守/検査・分析、ビル・施設管理/空調/警備/清掃、デザイン・設計、その他

国·地域別回答数	調査企業数	
	有効回答	構成比
総数	949	100.0
■西欧	849	89.5
ドイツ	286	30.1
英国	162	17.1
オランダ	111	11.7
フランス	87	9.2
ベルギー	53	5.6
アイルランド	24	2.5
オーストリア	21	2.2
イタリア	20	2.1
スペイン	18	1.9
スイス	16	1.7
ポルトガル	16	1.7
フィンランド	15	1.6
スウェーデン	12	1.3
デンマーク	8	0.8
■中・東欧	100	10.5
チェコ	35	3.7
ポーランド	32	3.4
ルーマニア	17	1.8
ハンガリー	8	0.8
スロバキア	4	0.4
セルビア	2	0.2
スロベニア	1	0.1
ブルガリア	1	0.1

ジェトロによるブレグジットに関する各種情報提供のご案内



ブレグジット特設ページ(ジェトロ・ウェブサイト)

https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/

ブレグジットをめぐる英国、EUなどからの最新ニュース、関連情勢解説、各種ガイドブック、関連リンクなどを掲載した日本語ポータルサイトです。

セミナー・説明会

日本や英国を中心に、各地でブレグジットの動向やビジネス関連制度などを解説するセミナーを開催しております。日本でのセミナーは上記ポータルを、英国等でのセミナーはジェトロのメール案内をご参照ください。

⇒英国のEU離脱(ブレグジット)に対するジェトロとしての対応実施について https://www.jetro.go.jp/news/releases/2019/c806eff79e0c3d17.html

経済産業省と昨年10月に立ち上げた「ブレグジット対応サービスデスク」も活用し、引き続き日系企業の皆様へのきめ細かな情報提供を継続して参ります。



ジェトロの英国のEU離脱特集ページのご紹介



https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/

英国のEU離脱後のビジネス環境に関する最新情報を発信。



英国は2016年6月23日に行われた国民投票でEU離脱を選び、2017年3月29日にEUに対して正式な離脱通知を行いました。英国とEUは同年6月19日から離脱交渉を開始、3度の離脱日の延期を経て、英国・EU間で合意した離脱協定に2020年1月24日に署名、同30日に批准手続きを完了。英国は2020年1月31日に同協定に基づきEUから離脱しました。これにより2020年末までは移行期間となり、今後は、自由貿易協定(FTA)を含む英国とEU間の移行期間後の将来関係の交渉が焦点となります。

英国には、1,000社近い日系企業が欧州の統括拠点を含めて拠点を構えており、EUにおける日本企業の重要な投資 先となっています。英国・EU間の交渉に関する進捗状況と今後の日本企業への影響について最新情報を提供します。

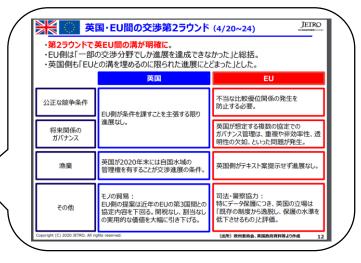
最新ニュースに加え、

交渉の争点・進捗状況、移行期間終了後の留意点

など、テーマ別に資料を掲載

英国のEU離脱後のビジネス環境の変化

- 英国のEU離脱後の英EU将来協定交渉の争点と進捗状況(2020年10月13日更新)
- 英国のEU離脱協定の概要と履行上の課題(2020年10月14日更新) ▲ (1.4MB)
- 移行期間終了後の英国の法制度上の留意点(2020年10月16日更新) △ (1.9MB)



ジェトロの日英EPA特集ページのご紹介



https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/

10月23日に署名された日英EPAに関する最新情報、政府発表など関連情報を発信。



日英EPA

日英EPAが2020年9月11日の大筋合意を経て、10月23日に署名されました。日英EPAは、EU離脱後の英国との、日 EU経済連携協定(EPA)に代わる、新たな貿易・投資の枠組みを規定するものです。現在、日EU・EPAの下で得られている利益の喪失を回避し、日系企業のビジネスの継続性を確保することを目指して、英国のEU離脱後の移行期間終了(2020年末)までの発効を目指した調整が進められています。

最新ニュース(ビジネス短信)

2020年10月26日	日本政府、英国のCPTPP早期加入を強く支持(日本、英国)
2020年10月23日	日英、包括的経済連携協定に署名、貿易投資の促進に期待(日本、英国)
2020年10月14日	欧州産業連盟、EUのFTA運用について提言(EU)
2020年9月25日	ベネクス、EPAを戦略的に活用し欧州市場を開拓(韓国、台湾、中国、日本、EU、スイス)
2020年9月23日	キントー、EPA活用により高い関税削減効果を実感(日本、オーストラリア、EU)
2020年9月14日	日英EPAの早期発効に強い期待を寄せる日本企業(日本、EU、英国)
2020年9月14日	英国経済界は日英EPA大筋合意を評価も、対EU交渉に注文も(英国)
2020年9月14日	日英両政府、経済連携協定で大筋合意(日本、英国)
もっと見る	

日英、包括的経済連携協定に署名、貿易投資の促進に期待(類、日本)

■ このページを印刷する

欧州ロシアCIS課

茂木敏充外相と英国のエリザベス・トラス国際通商相は10月23日、「日英包括的経済連携協定 (EPA) 」に署名した。両政府は9月11日に同協定に大筋合意していた (2020年9月14日記事参照)。協定は今後、両国議会の承認手続きを経て、英国のEU難勝後の終行期間が終了する2021年1月1日の発効を目指す。

茂木外相は同日の定例記者会見で同協定に関し、「早期の国内プロセスを進める」と強調。協定の意義については、「日EU経済連携協定(EPA)の下で得ていた利益を継続し、日本企業のビジネスの継続性を確保できる」と述べた。さらに、電子商取引や金融サービス分野でより先進的かつハイレベルなルールを規定した内容として、同協定の下で将来、日英間の貿易投資がさらに促進されることが期待されるとした。

トラス大臣は自身のツイッターで「独立した貿易国家として何を成し遂げられるかを示した。これがグローバル・ ブリテンの始まりとなる」とツイート、同協定が(1) 英国の農業からテック産業まで幅広い分野に雇用と成長をも たらす、(2) 日本、英国という2つの民主的な島しょ国の関係を緊密にする。(3) 現太平洋パートナーシップに関 する包括的および先進的な協定(CPTPP、いわゆるTPP11) への道を聞くものと評価した。



本レポートに関する問い合わせ先: 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部 欧州ロシアCIS課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

TEL:03-3582-5569 E-mail:ORD@jetro.go.jp

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。